下呂市の美しい景観づくり

下呂市景観計画

（当初）　平成 20 年３月 31 日　告示　　平成 20 年４月１日　適用
（変更）　平成 29 年３月 16 日　告示　　平成 29 年４月１日　適用

下　呂　市

――――――― 目　　次―――――――

１　景観計画策定の目的と基本的な考え方　・・・・・・・・・・・　1

２　景観計画区域と景観特性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

３　景観づくりの特性・課題・基本方針　・・・・・・・・・・・・　6

４　行為の届出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17

５　景観形成誘導指針　(建設・色彩・緑化編)　・・・・・・・・・・・　21

６　良好な景観づくりに対する指定方針　・・・・・・・・・・・・　41

７　良好な景観づくりに対する支援・・・・・・・・・・・・・・・　47

８　景観づくりへの行動指針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　49

９　景観重要公共施設の整備に関する事項について・・・・・・・・　51

10 景観計画の変更の手順　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　55

１　景観計画策定の目的と基本的な考え方

(1) 目的

私たちが住むまち下呂市は、御嶽山をはじめとする山々を仰ぎ、四季の移ろいを映しだす飛騨川、馬瀬川の清流、そして、千年の歴史を有する日本三名泉のひとつである下呂温泉に多くの来訪者を迎えもてなし、潤いとやすらぎを与える豊かな水と緑、温泉が地域独特の景観を育んできました。

これら下呂市が有する景観は市民共有の財産であり、私たち市民は、このかけがえのない景観を守り、育てるとともに、下呂市にふさわしい新たな景観を創り、わたしたちのふるさとを文化の香り高いまちとし、愛着と誇りあるものとしていかなければなりません。

このため、市民、事業者、行政がそれぞれの果たすべき役割を認識し、ともに手をたずさえ、魅力ある景観を形成し、次世代へと引き継いでいくことを目的とし、景観法第８条に基づき、本市の景観づくりに関する基本方針及び誘導指針となる「下呂市景観計画」を策定するものです。

(2) 景観づくりの基本的な考え方

本市の景観づくりの基本的な考え方として、景観づくりの理念及び基本方針を下記のとおり設定します。

景観づくりの理念

水辺、緑、農地、歴史と文化を基盤とした、

潤いと安らぎをもたらす景観をつくります。

景観づくりの基本方針

①自然豊かな山並みや水辺を保全し、市民や来訪者が四季や和みを感じる景観をつくります。

②下呂市の風土が培ってきた歴史や文化を活かし、市民が誇りと愛着を持つ景観をつくります。

③来訪者に心地よさを与え、賑わいと交流を育むことができる景観をつくります。

④市民一人ひとりが主体となって、世代を超えて受け継ぐことができる景観をつくります。

２　景観計画区域と景観特性

(1) 景観計画区域

下呂市景観条例第７条第１項に基づき、本市の全域を本計画の適用対象区域とします。

(2) 景観特性

景観づくりにあたっては、本市の区域を街・里・森・川に類型化し、これらの景観特性ごとに景観づくりの方針を定めるものとします。

【　景観づくりにおける類型区分　】

街

温泉街や商店街などの市街地の街並み景観づくりを行うエリア

里

田畑などの農地・家屋・里山林が調和した集落の景観づくりを行うエリア

森

御嶽山や流域に広がる山々の森林を活かした景観づくりを行うエリア

川

飛騨川や馬瀬川、小坂川などの河川を活かした景観づくりを行うエリア

景観類型区分図

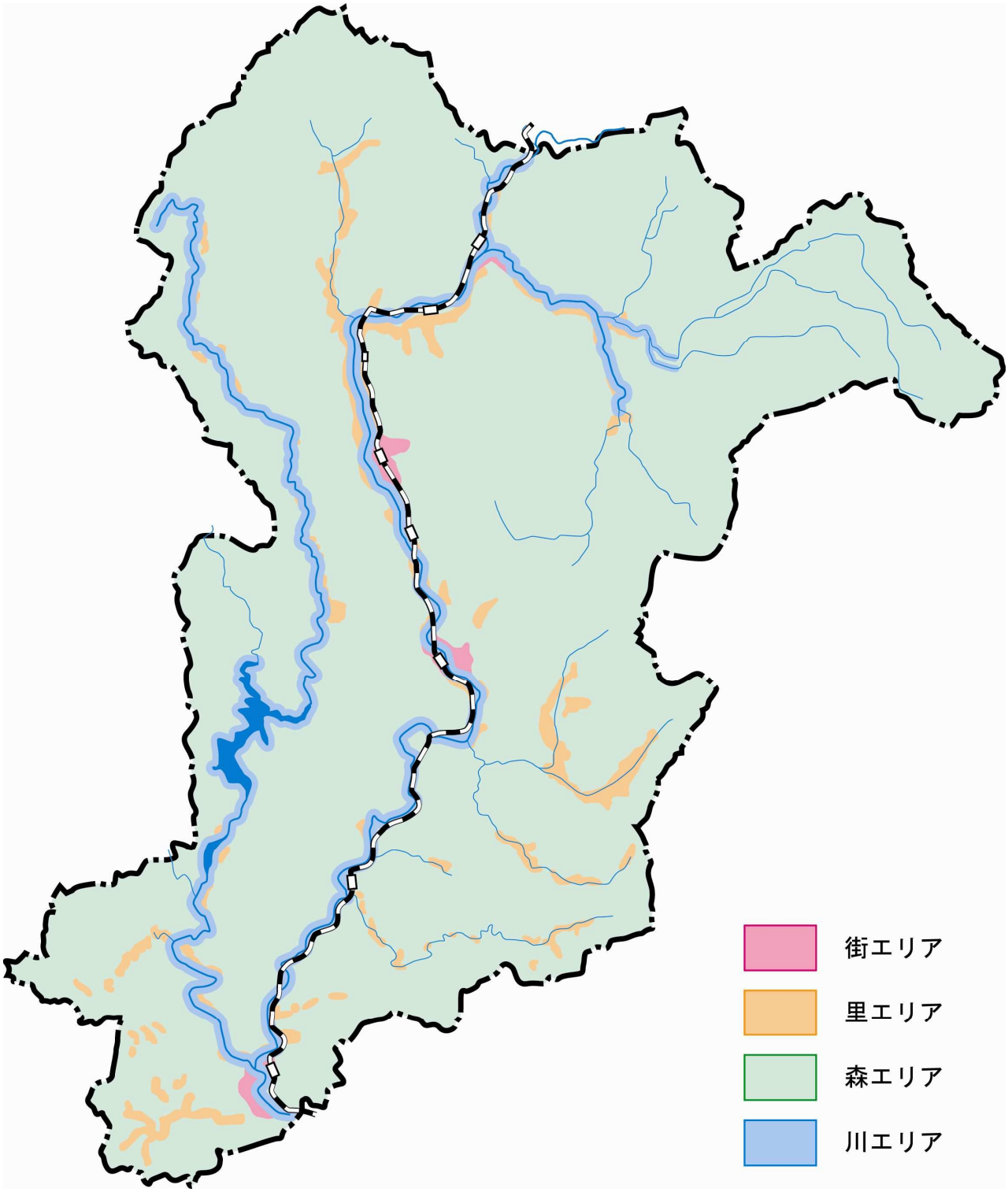

３　景観づくりの特性・課題・基本方針

下呂市の景観を街・里・森・川の４つに分類し、それぞれの景観の特性や課題を抽出しました。また、これらが下呂市にふさわしい魅力ある景観となるように、景観づくりのイメージを定め、良好な景観づくりのために必要な方針を示しています。

① 景観特性

景観資源別に、下呂市の景観特性を示しています。

また、下呂市を代表する良好な景観を形成している地区の写真を掲載しています。

② 景観づくりの課題

下呂市における景観づくりの課題として、良好な景観を阻害している状況を示しています。

掲載している写真は、場所を特定するものとして取り上げているものではなく、イメージとなります。

③ 景観づくりのイメージ

景観特性を活かし、景観づくりの課題に対応した景観づくりを進めるための目標とすべき景観像を示しています。

④ 景観づくりの方針

「景観づくりのイメージ」を実現するために必要な方針を、「建築物」「外構」「道路」などの項目別に示しています。

(1) 街の景観

① 景観特性

○下呂温泉街には、源泉塔や露天風呂、足湯等の温泉街を象徴する景観がみられます。

○商店街では、街路灯の統一や景観に配慮した舗装が施されるなど、街並みの統一性がうかがえます。

○旧飛騨街道沿いには、歴史的な趣を有する街並みが残されています。

○緩やかなカーブやクランク状の道路、路地など、特色のある道路形態がみられます。

② 景観づくりの課題

○様々な色や種類の舗装、橋の欄干、ガードレール、街路灯、案内サインがあり、統一が図られていません。

○周辺の景観にそぐわない色や素材の建築物や看板がみられます。

○長大なコンクリート擁壁等が道路を通行する人々に圧迫感を与えています。

○廃屋や空き店舗の放置が街並景観を阻害しています。

様々な種類の案内サイン

乱立する支柱

長大な擁壁

③　景観づくりのイメージ

人を迎え、もてなす街の景観

④　景観づくりの方針

項　目	方　　針
建　築　物	○商店街は賑わいの持てる美しい建築物による景観づくりに配慮します。 ○旧街道沿いなどでは、歴史的な街並みとの調和に配慮した配置や規模、デザイン、色彩とします。 ○中高層建築物は、周辺の景観への影響が大きいことから、色彩やデザインに十分に配慮するとともに、街を往来する人々に圧迫感をあたえない配置や規模とします。
外　　構	○街並みの連続性に配慮するとともに、自然素材の活用や緑化などにより、豊かな景観をつくりだすよう配慮します。
看　板　等	○広告物や案内サイン等は、できる限り集約化し、目的に応じて効果が最大限発揮できる位置に設置するとともに、簡素で分かりやすいデザインとし、目立ちすぎにより街並みの景観を乱さないよう配慮します。 ○案内サインは、隣接して乱雑な案内サインが設置されないよう配慮します。
道　　路	○舗装や道路付属物の素材や色彩は、歴史的な街並みや賑わいのある街並みなど、地域性を考慮したものとします。

(2) 里の景観

① 景観特性

○石積みの棚田など、昔ながらの農村風景が残っています。

○ちょっとした空地を利用して花が植えられており、四季を感じることができます。

○神社の鎮守の森や桜などが地域の景観のポイントとなっています。

○道祖神など、氏神様への感謝の心の表れがうかがえます。

○農村歌舞伎や祭礼などの伝統行事が継承されています。

② 景観づくりの課題

○管理がなされていない耕作放棄地がみられます。

○用水路などの作り方に統一が図られていません。

○様々な種類の看板やガードレールがあり、統一が図られていません。

耕作放棄地

異なる種類の護岸

放置車両

③　景観づくりのイメージ

歴史と文化を育んでくれる里の景観

④　景観づくりの方針

項　目	方　　針
農　　地	○農地の適正管理や休耕地への景観作物の導入に努め、良好な田園景観を維持します。 ○法面や用水路は、地域ごとに統一した工法とするとともに、自然素材の活用や緑化などにより、田園景観との調和に配慮します。
建　築　物	○勾配屋根の設置や伝統的な工法を用いるなど、周辺の田園景観との調和や地域特性に配慮したデザインとなるようにします。
外　　構	○自然素材を活用するとともに、生垣や庭木の緑により、田園景観と調和した景観づくりに努めます。
看　板　等	○看板等は、地域産材を活用するなど、田園景観に調和したデザインとなるよう配慮します。
道　　路	○道路付属物の素材や色彩は、田園景観に調和したものとします。 ○沿道の緑化や花による修景を推進し、田園景観にふさわしい景観づくりに努めます。

(3) 森の景観

① 景観特性

○御嶽山や巌立峡、屏風岩など、下呂市を代表する自然風景を眺望するポイントが確保されています。

○多様な自然の森林景観がみられます。

○新緑や紅葉などにより四季を感じることができます。

○人と自然の関わりや歴史を感じることができる森林景観がみられます。

○間伐などの手入れがよく行われている人工林がみられます。

② 景観づくりの課題

○暗い森林や家屋の間近にまで植林された森林など、手入れが必要な森林がみられます。

○虫食いが多く、景観を阻害している森林がみられます。

○森の景観に支障をきたす鉄塔や送水管などの構造物がみられます。

○森の景観に調和しない色彩や素材のガードレールや看板がみられます。

手入れが必要な森林

眺望を阻害する構造物の色彩

眺望景観に阻害する構造物

③　景観づくりのイメージ

安らぎを与え、暮らしを支える森の景観

④　景観づくりの方針

項　目	方　　針
山　　林	○森林の適正管理に努め、良好な森林景観を維持します。 ○四季の移ろいを感じることができる景観づくりを推進します。
建　築　物	○森林景観との調和したデザインや色彩とするとともに、背後の山並みの稜線を分断しないよう配慮します。
外　　構	○自然素材の活用や緑化により、森林景観との調和に配慮します。
看　板　等	○看板等は、積極的に地域産材を活用するとともに、森林景観と調和し、癒しを感じられるデザインとなるよう配慮します。
道　　路	○道路付属物の素材や色彩は、森林景観に調和するよう配慮します。 ○四季の移ろいを感じることができる沿道景観の創出や眺望の確保に努めます。

(4) 川の景観

① 景観特性

○美しい清流としての水質が保たれています。

○自然景観と調和した工法が用いられています。

○親水機能を有した護岸や河川敷が整備されています。

○河川敷の緑化や美化が行われています。

② 景観づくりの課題

○殺風景なコンクリート護岸がみられます。

○沿川に自然景観にそぐわない鮮やかな色の建築物や看板がみられます。

○河川景観を阻害する位置に看板が設置されています。

○河川景観に調和しない色の橋梁や防護柵がみられます。

コンクリート護岸

朽ち果てた河川敷の絵

様々な種類の看板の乱立

③　景観づくりのイメージ

潤いと癒しを与える川の景観

④　景観づくりの方針

項　目	方　　針
河　　川	○護岸は、自然素材の活用や緑化などにより、河川景観との調和を図るとともに、親水空間の確保に努めます。 ○河川構造物の色彩は、河川景観に調和するよう配慮します。
建　築　物	○河川景観との調和に配慮したデザインや色彩とするとともに、河川空間に圧迫感を与えない配置や規模とします。
外　　構	○自然素材の活用や緑化により、河川景観との調和に配慮します。
看　板　等	○管理看板や広告物等は、できる限り集約化するとともに、河川景観との調和に配慮します。
道路・橋梁	○道路付属物や転落防止柵の素材や色彩は、河川景観の眺望を妨げないよう調和するよう配慮します。 ○橋梁や欄干は、河川景観との調和や、地域のシンボルとなるようデザインに配慮します。

４　行為の届出

(1) 届出対象行為

景観計画区域となっている下呂市全域での建築行為等について、下呂市景観計画に適合を図ることを目的に、下記事項に関して着手前の届出行為が必要です。

届出を要する行為

種　類	行　為	規　模
建築物	新築、移転	○延べ床面積 1,000 ㎡以上 ※２以上の建築物で、利用目的・形態や物理的形状が一体と認められる場合は、その合計面積を対象とする ○高さ 15m以上
	増　築	○500 ㎡以上 ※延べ床面積 1,000 ㎡以上、又は高さ 15m以上の建築物に限る（増築後に当該規模となるものを含む）
	外観の変更 （模様替、色彩の変更）	○外観の 1/2 以上 ※延べ床面積 1,000 ㎡以上、又は高さ 15m以上の建築物に限る
工作物	新設、増築、改築、移転	○高さ 15m以上
	外観の変更 （修繕、模様替、色彩の変更）	○外観の 1/2 以上 ※高さ 15m以上に限る
その他		○景観審議会の意見を聴いた上で、景観の形成に支障を及ぼすおそれがあると市長が認める行為

	イラスト
建築物	【新築・移転】 延べ床面積1,000㎡以上 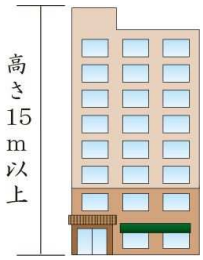 【増築】 500㎡以上 【外観の変更】 1/2以上
工作物	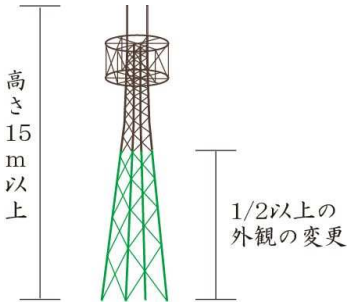

(2) 景観地区（準景観地区）内の届出対象行為

景観地区（準景観地区）内において建設される建築物及び工作物の規模、色彩、意匠に対して、更なる強固な届出行為を行うことができます。また、届出行為がその地域の景観地区計画に適合しない場合は、変更命令の対象となります。

＊平成２０年４月１日現在、景観地区（準景観地区）の指定はありません。

届出の流れ

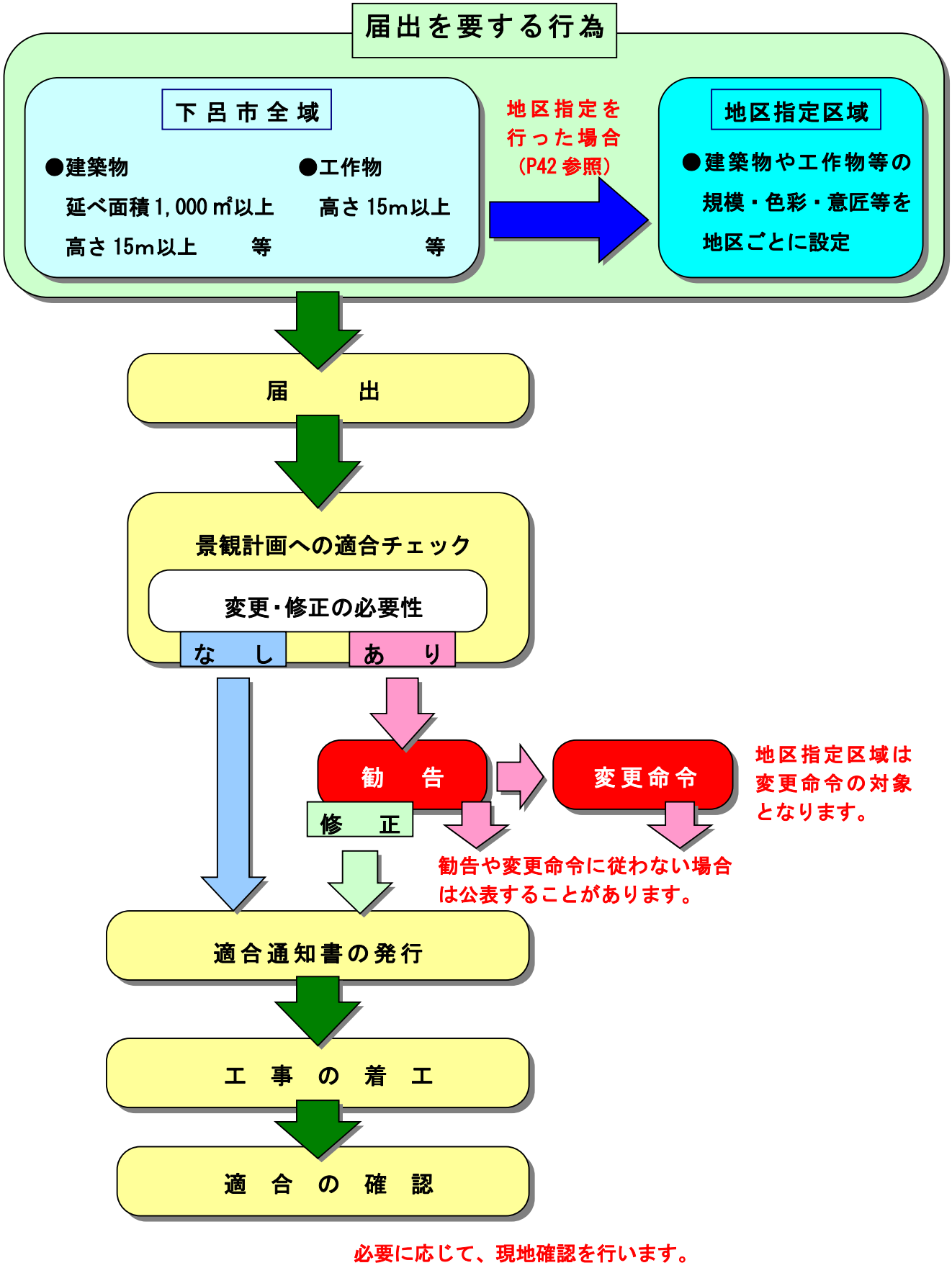
届出を要する行為
下呂市全域
●建築物
延べ面積1,000㎡以上
高さ15m以上
等
●工作物
高さ15m以上
等
地区指定を行った場合（P42参照）
地区指定区域
●建築物や工作物等の規模・色彩・意匠等を地区ごとに設定
届　出
景観計画への適合チェック
変更・修正の必要性
なし
あり
勧　告
修　正
変更命令
地区指定区域は変更命令の対象となります。
勧告や変更命令に従わない場合は公表することがあります。
適合通知書の発行
工事の着工
適合の確認
必要に応じて、現地確認を行います。

５　景観形成誘導指針
（建設・色彩・緑化編）

(1) 建設編

建　築　物

位置

○市街地部では、周辺の建築物と統一した配置とするなど、街並みの調和に配慮します。

○高層建築物の位置は、周辺に対して圧迫感を軽減するよう配慮します。

■　**施工上の留意点**

- 高層建築物は、道路や河川等の公共空間から位置を後退したり、低層部に対して中高層部を後退するなど、圧迫感を軽減するよう配慮します。
- 敷地にゆとりがない場合は、外壁の一部や角地の後退、ピロティの設置等により、前面道路に対してゆとりやうるおいを演出するよう配慮します。
- 背後の山並みの稜線を分断しないよう配慮します。
- 旧街道沿いの建築物は、前面道路に対して壁面線の統一を行うなど、周辺の街並みとの調和に配慮します。

地形に配慮したデザインとなっています。

背後の山並みを分断しない規模となっています。

壁面の位置が統一され、旧街道の面影が残っています。

形態・意匠

○周辺の街並みや自然環境と調和したデザインとするよう配慮します。

○伝統的な工法を採用するなど、地域の特性に配慮したデザインとするよう配慮します。

■　**施工上の留意点**

- 勾配屋根を設置するなど、周辺の自然環境と調和したデザインとなるよう配慮します。
- 旧街道沿いなどでは、格子窓を設置するなど歴史的な街並みとの調和に配慮したデザインとします。
- 中高層建築物や間口の長い建築物については、単調な表情とならないようにデザインに配慮します。
- 屋外階段やベランダ、バルコニーは、建築物と一体化するなど、建築物本体と調和したものとするよう配慮します。
- 給水管やダクトなどは、外壁面に露出させないよう設置します。また、電気設備や室外機は目立たないよう位置や修景に配慮します。

格子窓や軒を支える雲形肘木など、歴史的な街並みに配慮したデザインが施されています。

飛騨特有の真壁、切妻造りの住宅は、地域特性を示す景観要素となっています。

低層部に小屋根を設置するなど圧迫感を軽減しています。

背景の山並みと調和したデザインと色彩による調和を図っています。

切り妻の勾配屋根が景観の形成に寄与しています。

伝統的なデザインである駒寄せにより、室外機を目隠ししています。

ルーバーにより、屋上の建築設備の目隠しを行っています。

素材

○周辺の街並みや自然環境と調和に配慮するとともに、地域性のある素材の活用に努めます。

○耐久性や維持管理に優れた素材の活用など、美観の持続性を考慮した素材を使用するよう配慮します。

■　**施工上の留意点**

- 地域の産業及び風土に配慮するとともに、地域産業の振興にも資する素材の活用に努めます。
- 外壁や屋根等の素材は、汚れの目立たないものや退色しにくいものなど、美観の持続性を考慮した素材を使用するよう配慮します。
- 自然石のように時間の経過により味わいが出てくるものを使用するよう努めます。

歴史的な建築物の白壁や屋根瓦が良好な景観を継承しています。

学校施設の外観に木材や瓦を使用し、地域特性と景観に配慮しています。

公営住宅の外壁材も景観に配慮しています。

漆喰調の壁と瓦によるデザインが施され、景観の形成に寄与しています。

附属施設

○門や塀、車庫、倉庫等の附属施設の位置、形態、デザイン及び素材は、建築物本体と一体感を持たせるとともに、周辺の街並みや自然環境との調和に配慮します。

○広告物は、できるだけ集約化してすっきりとさせるとともに、建築物と一体化を図ったデザインとしたり、周辺の街並みや自然環境に調和する質の高いデザインとなるよう配慮します。

■　**施工上の留意点**

- 敷地周辺に設置する塀や柵は、単調なデザインのコンクリートブロックは避け、デザインを施したブロックや透過性のある柵、植栽（生垣）などとします。
- 駐車場や駐輪場は、道路から目立たない位置に設けることを基本とし、道路に面して設ける場合には、植栽などにより修景するものとします。
- 広告物は、１敷地あるいは建築物１棟に対して１箇所に集約化して設置し、建築物と一体感を損なわないような位置やデザインとなるよう配慮するとともに、各広告物のデザインの統一に努めます。

飛騨街道の街並みに配慮し、冠木門をイメージした木造の門が設置されています。

木材の塀に小屋根を設け、周辺の街並みとの調和に配慮しています。

石積みの擁壁や木製の柵が周辺の環境に調和しています。

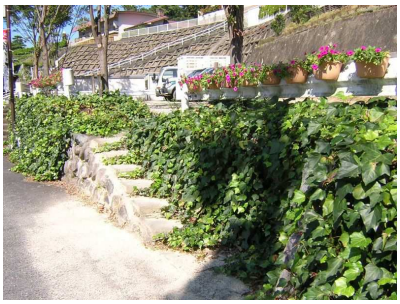

周辺の街並みに配慮し、緑化による駐車場の修景を行っています。

車庫の屋根に瓦を用いて周辺の街並みとの調和に配慮しています。

駐輪場が建築物本体と同一の素材となっており、一体感が感じられます。

敷地内の電線類の地中化とともに、緑化により電気設備を修景しています。

建物と調和した広告物が設置されています。

切り文字サインとすることで建築物との一体化に配慮しています。

工　作　物

擁壁

○切土や盛土により生じる擁壁は、単調なコンクリートが露出したものは避け、石積みや緑化、地域産材の活用などにより修景を施すよう配慮します。

■　**施工上の留意点**

- 擁壁は、高さを抑えるなど、長大とならないよう配慮します。
- コンクリート擁壁やブロック積擁壁、石積擁壁等の、各々で道路の趣が異なったものとなるため、周辺の景観との調和を図り、地域特性を活かした素材を選定するよう配慮します。
- 擁壁は、目立ちやすい構造物であるため、地域産材やつる植物での植栽により修景を行ったり、擁壁の前面や小段を設けて植栽を行うことにより圧迫感の軽減に配慮します。

小段を設け、緑化を施すことで圧迫感を軽減しています。

石積みの棚田が特色のある地域の景観を創り出しています。

玉石張りと、上部の法面緑化が周辺の景観に調和しています。

擁壁につる植物を垂らし、周辺の景観との調和に配慮しています。

宅地等の石積みの擁壁が周辺の景観と調和しています。

鉄柱・電柱・街灯・広告塔

〇街路灯や標識の支柱は、周辺の街並みや自然環境にとけ込んだデザインとなるよう配慮します。

〇電柱は、道路空間から目立たない位置に設置するよう配慮します。また、特に良好な景観づくりが必要な地域では、電線類の地中化など無電柱化のための方策について検討を行います。

〇広告塔は、目的に応じて効果を最大限発揮できる位置に設置するものとし、異なる事業者間で隣接して同様の案内サインが設置されないよう調整を図ります。

■　**施工上の留意点**

- 街路灯のデザインは、周辺の街並みとの調和を図るなど、地域特性に配慮します。
- 電柱は、道路空間から目立たないよう、また歩行空間の支障とならないよう、宅地内に設置するなど、設置位置に配慮します。
- 観光地や歴史的な街並みが残された地域では、電線類の地中化など無電柱化に努めます。また、地中化を行う場合は、地上に設置されるトランス等の形状や設置位置についても配慮します。
- 公共案内サインは、デザインの標準化を図り、地域や沿線の統一性に配慮します。また、自然素材を活用するなど、周辺の景観との調和や地域特性に配慮します。

ガス灯風の照明設備により、観光地らしい景観を創り出しています。また、照明は暖かみのある色を用い、温もりのある夜間の景観を演出しています。

電柱を宅地内に建柱し､スッキリとした道路空間を演出しています。

無電柱化により、電線類のないスッキリとした街並みとなっています。

石碑風のデザインとすることで飛騨街道のイメージを表しています。

周辺の自然景観に溶け込んだデザインとしています。

道　　路

舗装

○石畳やインターロッキング、カラー舗装など、地域性を考慮した舗装材を選定します。

■　**施工上の留意点**

- 周辺の景観との調和に配慮し、舗装のみが目立ちすぎないようにします。
- 歴史的な街並みが残された地域では、落ち着きを持たせ、周辺の街並みとの調和を図るなど、地域特性に配慮します。
- 市街地部では、舗装の模様に変化をつけるなどの工夫により、楽しい雰囲気を演出できるように配慮します。
- 景観に調和するとともに、歩行環境にふさわしい歩きやすい舗装材を用いるよう配慮します。
- 歩車共存道路では、車道と路肩の舗装材に変化を持たせることで、歩行者の安全を確保するとともに、道路の線形自体を印象づけることも配慮します。

神社の参道という特性に配慮し、石畳風の舗装を行っています。

背景となる山並みや周辺の街並みに配慮し、舗装の着色を行っています。

車道と路肩の舗装に変化を持たせることにより、ゆるやかなカーブを描く道路の線形が際だっています。

車道と路肩の舗装に変化を持たせ、歩行者の安全性に配慮しています。

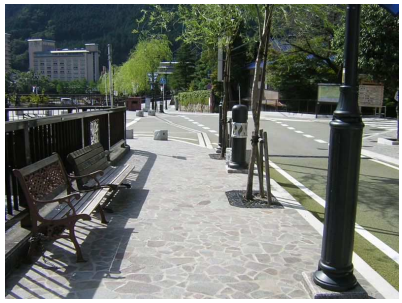

周辺の街並みに配慮し、自然石を用いた舗装となっています。

防護柵・標識・信号

○ガードパイプ等の透過性の高い施設を用いたり、自然素材を活用するなど、周辺の街並みや自然景観にとけ込んだデザインとなるよう配慮します。

■　**施工上の留意点**

- 防護柵は、安全性に支障がない範囲内で、目立たないデザイン等とするよう配慮します。また、良好な自然環境を有する地区では、自然素材を活用するなど、周辺の景観との調和に配慮します。
- 信号機や照明柱、標識柱の集約化を図り、支柱を削減するよう配慮します。
- 複数の案内標識や交通規制標識等が近接する場合は、標識の効果を損なわない範囲で整理統合を図り、煩雑にならないよう配慮します。

自然素材を用いて自然景観との調和に配慮しています。

地域産材を活用し、周辺の自然景観との調和に配慮しています。

沿道の施設や周辺の自然景観に配慮し、透過性の高い転落防止柵を用いています。

疑木の防護柵が周辺の自然環境と調和しています。

周辺の自然景観を阻害しないよう、透過性の高い横断防止柵や転落防止柵を用いています。

防護柵にデザインを施すことで地域のイメージを表現しています。

交差点周辺部の電線を地中化し美しい道路景観に配慮しています。

信号機と街路灯を併設し街並みにとけ込んだデザインとしています。

周辺の景観に配慮し小形の道路標識を用いています。

護岸等

○護岸は、単調なコンクリート張りは避け、表面にデザインを施したり、石貼りや緑化などにより修景し、自然景観との調和に配慮します。

○堤防上や高水敷を活用して、親水空間や散策路の整備に努めます。

■　**施工上の留意点**

- 治水や利水とともに、自然環境や生態系の保全、周辺の景観との調和、親水性の確保といった河川に求められる様々な機能に配慮します。
- 自然河川では、構造や形態及び意匠の工夫や自然素材を用いることにより、護岸が目立たないように配慮します。
- 人工河川では、自然石や化粧ブロック等を用いて、水辺の有する快適性に配慮したデザインとします。

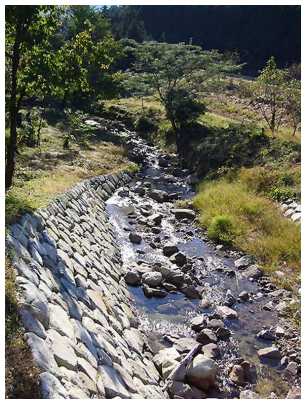

自然石を用いることにより、周辺の景観との調和に配慮しています。

コンクリートの護岸に自然石を張り付けることにより、周辺の景観との調和に配慮しています。

高水敷などを活用して、景観に配慮した公園の整備を行っています。

橋梁

○橋梁は、自然景観と調和したデザインや色彩とするとともに、地域のシンボルとなるよう配慮します。

■　**施工上の留意点**

- 計画段階において、現況の景観との調和を図るのか、地域のシンボルとなる橋梁により新たな景観を創出するのかを検討します。
- 高欄や照明施設等の形態や意匠等に工夫を施すことで、地域特性に配慮した景観の創出に努めます。

橋梁の形や色彩が地域のランドマークとなっています。

アーチ部分に照明設備を設置することで、地域のシンボルとなっています。

アーチ橋が地域のシンボルとなっています。

欄干にデザインを施すことで地域のイメージを表現しています。

欄干をシンプルな形状とし、水辺の眺望を確保しています。

欄干などに地域産材を用いて、周辺の自然環境に配慮しています。

疑石の欄干にすることで周辺の自然環境との調和に配慮しています。

(2) 色彩編

建　築　物

○外壁や屋根等の色彩は、広い面積にわたって高彩度色を使用することを避け、周辺の街並みや自然環境と調和した落ち着いた色とするよう配慮します。

マンセル表記

マンセル表記とは、赤や青、緑といった色味の違いを表す「色相」と、明るさを表す「明度」、鮮やかさを表す「彩度」といった色の三属性で個々の色を表現する方法です。「彩度」を低くすることで、落ち着きのある景観をつくることができます。　＊下記の彩度は参考例です。

彩度２

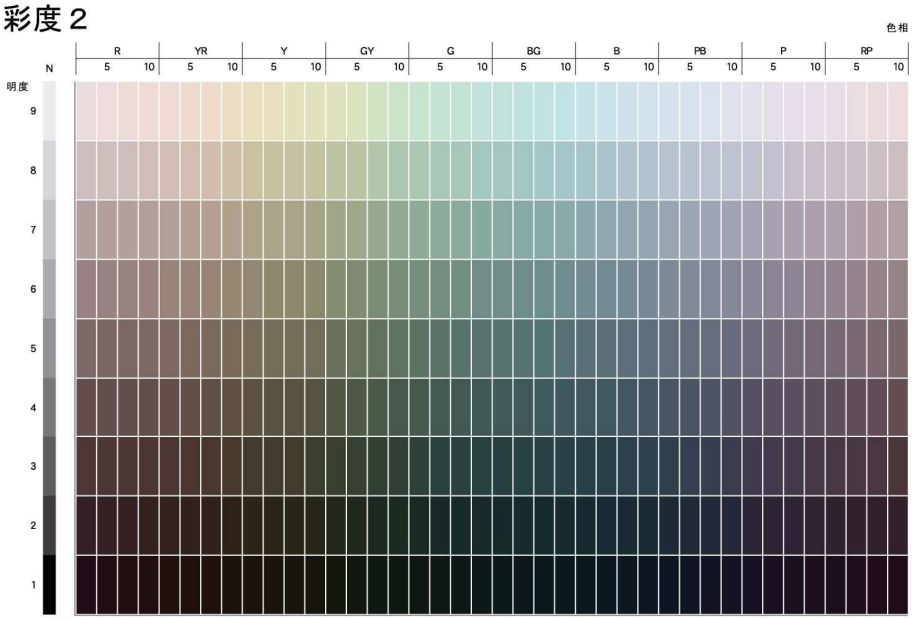

彩度４

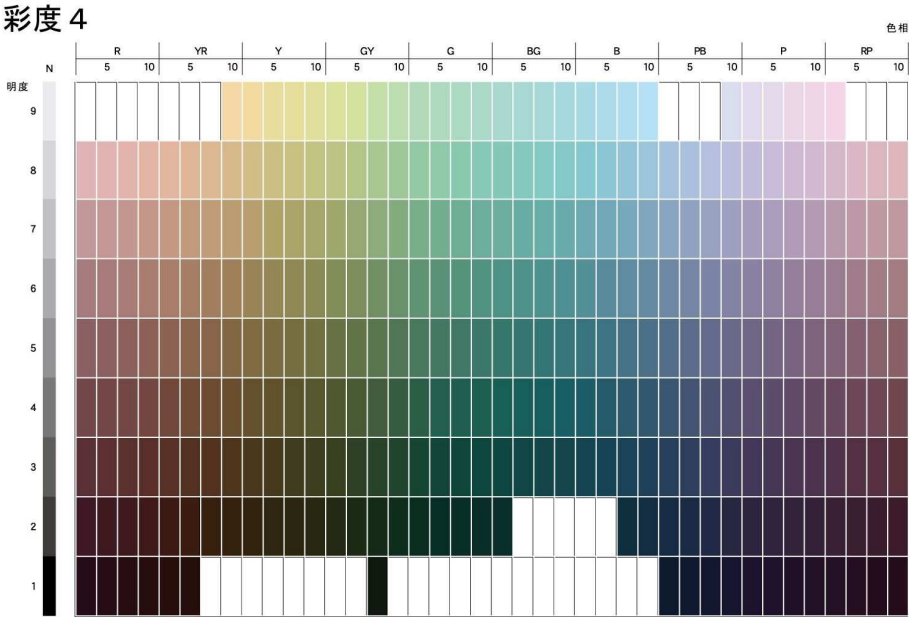

■　施工上の留意点

- 建築物が目立ちすぎないよう屋根や壁面は低彩度色を基調とし、高彩度色を使用する場合はアクセント程度にとどめるよう配慮します。
- 屋根は壁面に対して彩度を高くしたり、明度を低くするなど、勾配屋根等の有する美しさを表現するよう配慮します。
- 旧街道沿いなど歴史的な街並みでは、周辺の街並みと調和した色彩を用いて連続した街並みが形成されるよう配慮します。
- 中高層建築物や間口の長い建築物については、同一の色相により一体感を創出するとともに、彩度や明度に変化をもたせ、単調な表情とならないよう配慮します。

同系色の建築物が建ち並び、落ち着きのある景観が形成されています。

周辺の環境との調和に配慮し、外観にはアースカラーが用いられています

彩度が低く、周辺の景観に調和しています。

外壁や瓦に自然色に近い色彩が用いられ、周辺の景観と調和しています。

単調なデザインとならないよう、低層部と中層部の色彩に変化を持たしています。

構　造　物

○土木構造物の色彩は、周辺の街並みや自然環境と調和を図るとともに、背景色にとけ込んだ目立たない色とするよう配慮します。

■　施工上の留意点

- 色相は、周辺の街並みや自然景観と調和したものとするとともに、彩度の高いものはアクセント程度にとどめ、落ち着きのある色彩となるよう配慮します。
- 明度を低くし、周辺の街並みや自然環境にとけ込んだ目立たない色となるよう配慮します。

＊掲載の明度は参考例です。

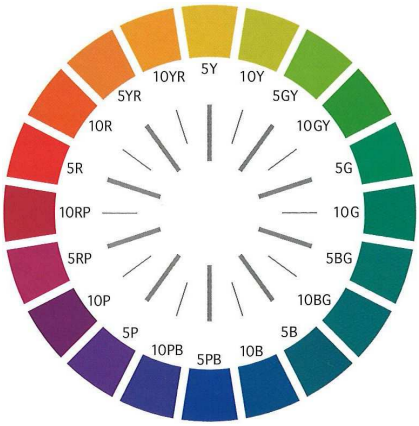

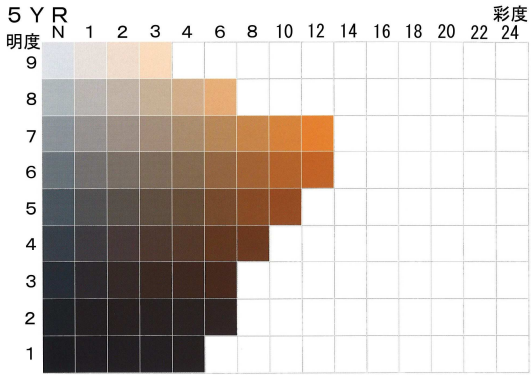

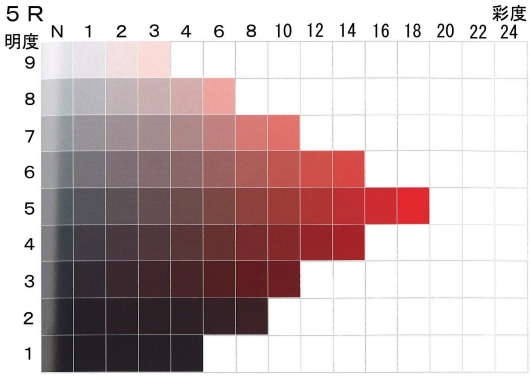

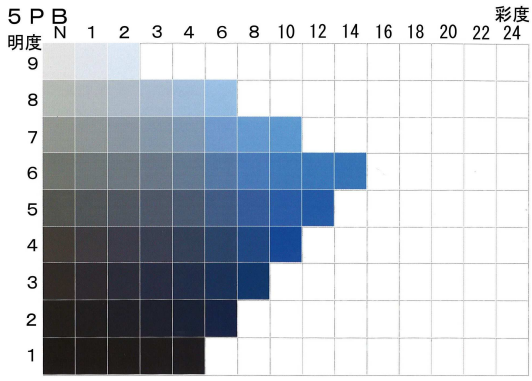

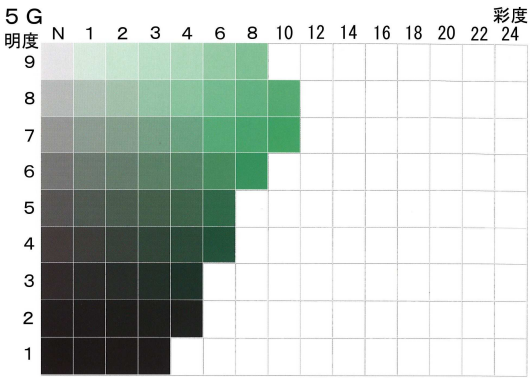

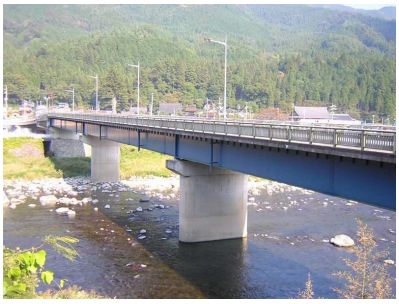

落ち着いた青系の色の橋梁は、周辺の水や緑の自然環境と調和しています。

彩度の低い緑系の色の橋梁は、周辺の環境と調和しています。

明度の低い茶系の色で照明や案内サイン、標識の支柱及び防護柵が統一されており、一体感があり、また周辺の自然環境と調和した景観を形成しています。

ガードレールを明度の低い茶系の色で塗装しています。また、裏面も同様の塗装を行い、道路からだけでなく、周辺から見た景観にも配慮しています。

防護柵やガードレールを明度の低い茶系の色で塗装するとともに、反射板の位置や大きさにも配慮し、周辺の自然環境との調和を図っています。

茶系の橋梁と緑系の欄干や照明支柱が周辺の自然環境と調和しています。

遮音板が明度の低い茶系の色で塗装されており、周辺の自然環境との調和に配慮しています。

落石防護柵が明度の低い茶系の色で塗装されており、周辺の自然環境との調和に配慮しています。

照明やカーブミラーの支柱が、彩度が低い緑系の色で、ツヤがなく、落ち着いた景観を形成しています。

電柱や防護柵が明度の低い茶系の色で塗装されており、周辺の自然環境との調和に配慮しています。

携帯電話のアンテナが明度の低い茶系の色で塗装されており、周辺の自然環境との調和に配慮しています。

広報無線塔が明度の低い茶系の色で塗装され、景観に配慮されています。

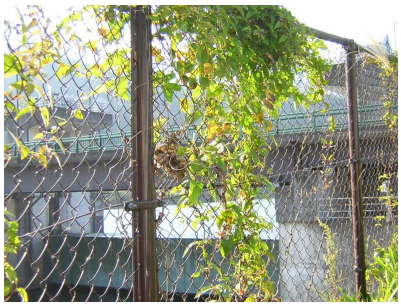

フェンスが明度の低い茶系の色で塗装され景観に配慮されています。

送水管が明度の低い茶系の色で塗装され、周辺の自然環境との調和に配慮しています。

広　告　物

○案内サインや広告物の文字や下地の色、サインの素材や支柱等は、周辺の街並みや自然環境と調和した落ち着いた色とするよう配慮します。

■　**施工上の留意点**

- 文字や下地は極端に異なる色相によって表現するのではなく、明度差を活用した表現とするよう配慮します。
- 公共案内サインは、色彩やピクトグラム※1 の標準化を図り、地域や沿線の統一性に配慮します。
- 広告物や案内サインの支柱や素材も、周辺の街並みや自然環境と調和した落ち着いた景観を形成するよう配慮します。

原色に近いデザイン

原色に近い下地と文字の組み合わせは、案内サインや広告物そのものが目立ちすぎ、良好な景観の形成に支障をきたすおそれがあります。

明度差が大きいデザイン

明度差による下地と文字の組み合わせは、周辺の環境と調和した落ち着きのある表現とすることができます。

明度の低い茶系の下地に無彩色（白色）の文字で表現することにより、落ち着きのある景観を形成しています。

周辺の環境と調和した落ち着きのある色彩とするとともに、ピクトグラムを用いるなど、デザインの統一化が図られています。

色彩の標準化と集合看板化を図り、地域の統一性に配慮しています。

地域産材を活用し、周辺の景観との調和や地域特性に配慮しています。

■　ピクトグラム

ピクトグラム（絵文字）は、一見してその内容を理解でき、日本語のわからない人にも情報を伝えられるなど、年齢や国籍を問わない情報手段として使用されています。

平成 14 年には、104 項目が案内用図記号として JIS 化され、不特定多数の人が利用する施設等の案内表記には、積極的に使用することが推奨されています。

【ピクトグラムの例】

案内図

お手洗い

ホテル／宿泊施設

展望地／景勝地

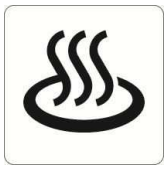

温泉

タクシー／タクシーのりば

火気厳禁

遊泳禁止

滑面注意

静かに

(3) 緑化編

山林及び農地

○地域の自然を生かした、森林景観の維持に努めます。
○適正な施業による、良好な人工林景観の形成に努めます。
○地域の歴史、文化に根ざした里山景観の創造に努めます。
○自然環境に配慮し、混交林の造成を促進します。
○農地の適正管理に努めます。

■　施工上の留意点

- 樹木を植栽する際は、地域の自然に配慮し在来種や郷土種を選定します。
- 人工林の管理にあたっては、間伐や枝打ち等適切な施業を実施するとともに、林縁部の下層植生について景観に配慮した管理を行います。
- 集落に近接する森林については、地域の歴史や文化に配慮しつつ四季を感じることができる里山空間の形成を目指します。
- 良好な自然林の保全に努めます。
- 林種改良にあたっては斉一な森林景観にならないよう樹種選択に配慮するとともに、森林の自然回復力を活かした施業を実施します。
- 休耕地については、景観作物の導入に努めます。

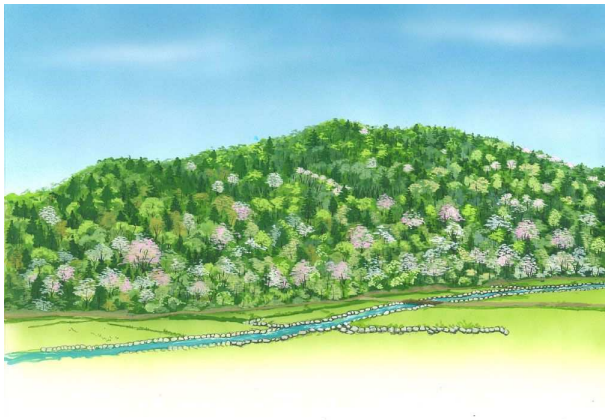

いろいろな樹種で構成された針広混交林のイメージ（春）

いろいろな樹種で構成された針広混交林のイメージ（秋）

間伐や枝打ちがしっかりと行われており、良好な景観を形成しています。

混交林の里山林が良好な景観を形成しています。

林縁部の下層植生の花により、良好な景観が形成されています。

沿　　道

○沿道植生の適正な管理や植栽により、特色のある道路づくりを行います。
○歩車道の境界や擁壁の前面等に緑化や花による修景を行い、潤いのあるみちづくりを進めます。
○法面緑化や擁壁にツタをはわせるなど、圧迫感の軽減や周辺の環境との調和を図ります。
○四季の移ろいを感じることができる景観を創出します。

■　施工上の留意点

- 用地に余裕のある場合は、擁壁の前面に緑化のための空間を設けます。
- 自然や歴史、風土に根ざした植生を選定します。
- 落葉樹への林種転換や花により、四季の表現に努めます。
- 間伐や下草刈りなどの適切な森林管理を行います。
- 緑や花の保全については「アドプト制度」※1を活用するなど、地域住民が維持管理を行う仕組みについて検討します。
- 眺望の確保のために沿道の伐採を行う場合は、反対側の尾根などからは逆に視点の対象となることにも配慮します。

針葉樹から広葉樹へ林種転換を図り、適切な里山林の保全整備、景観改善を図っています。

落葉樹により、四季の移ろいを感じる景観を創出しています。

擁壁の前面の緑化のための空間を確保し、圧迫感を軽減しています。

擁壁の緑化により、周辺の環境との調和に配慮しています。

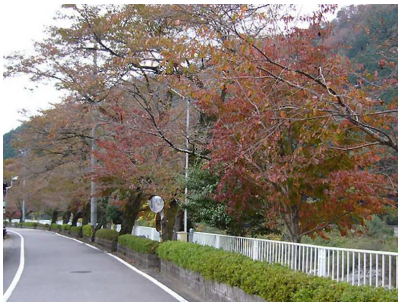

転落防止柵の前に植樹帯を設け、周辺の環境との調和を図っています。

道路残地を活用して花壇を設け、潤いのある景観を創出しています。

農地の畦を活用してシバザクラを植えることにより、潤いのある道路空間を創出しています。

※1　「アドプト制度」とは‥‥

市民や事業者が道路や公園等の公共用地において、清掃や花植えなどの美化活動を行うことをいい、市民や事業者と市が活動区域を決め、両者の合意に基づき、協働で管理していく仕組みです。

外　構　等

○道路と敷地の境界に設置する塀や柵は、単調なデザインのコンクリートブロックは避け、自然素材やデザインを施したブロック、透過性のある柵、植栽（生垣）などとします。
○擁壁は、単調なコンクリートが露出したものは避け、石積みや緑化などにより修景を施すよう配慮します。
○駐車場やゴミ置き場等の建築附帯施設は、道路から目立たない位置に設けることを基本とし、道路に面して設ける場合には、植栽などにより目隠しをするものとします。
○建築物や敷地の内部からだけでなく、道路からの眺めやオープンガーデンの視点を考慮するなど、公共性に配慮した庭づくりに努めます。

■　施工上の留意点

- 生垣には、地域の自然や歴史、風土にあった樹種を選ぶとともに、連続した生垣による街並み景観をつくることに配慮します。
- 庭に緑化を行う場合は、透過性のある柵などにより、道路から緑が見えるように配慮します。
- 擁壁を設ける場合には、玉石による石積みなど地域特性に配慮するとともに、緑化を行い、潤いのある景観の創出に努めます。
- 高さのある擁壁や塀を設ける場合は、ツタ類をはわすことなどにより、圧迫感の軽減を図ります。
- 駐車場等において、生垣を設置する空間を確保することが困難な場合は、柵（金網フェンス等）にツタ類をはわし、緑のウォールをつくるなどの工夫を行います。

生垣が連続し、良好な景観を形成しています。

生垣による緑化とともに、プランターを設置し、良好な街並みの形成に寄与しています。

石積み上部の植栽により潤いのある景観となっています。

擁壁にツタをはわせることにより、圧迫感を軽減し、緑豊かな環境を創出しています。

塀にツタをはわせることにより、良好な街並みの形成に寄与しています。

塀の前面に緑化を行い、周辺の環境との調和を図っています。

６　良好な景観づくりに対する指定方針

(1) 景観推進地区の指定

先導的かつ重点的に景観形成を図る地区（1,000 ㎡以上）を、景観推進地区として市が指定することができます。また、良好な景観形成を図りたいという土地所有者の要請で指定することもできます。

景観推進地区に指定されると・

○景観推進協議会の設置・・・地区内の住民、事業者の方々が主体となって良好な景観形成を目指す協議会を設置ですることができます。

○景観推進地区計画の策定・・地区内の良好な景観形成を図るための地区計画を協議会が中心となって定めます。

○景観推進協定の締結・・・・地区内の土地所有者の方々が、地区独自の景観形成を目指した決め事を協定として締結することができます。

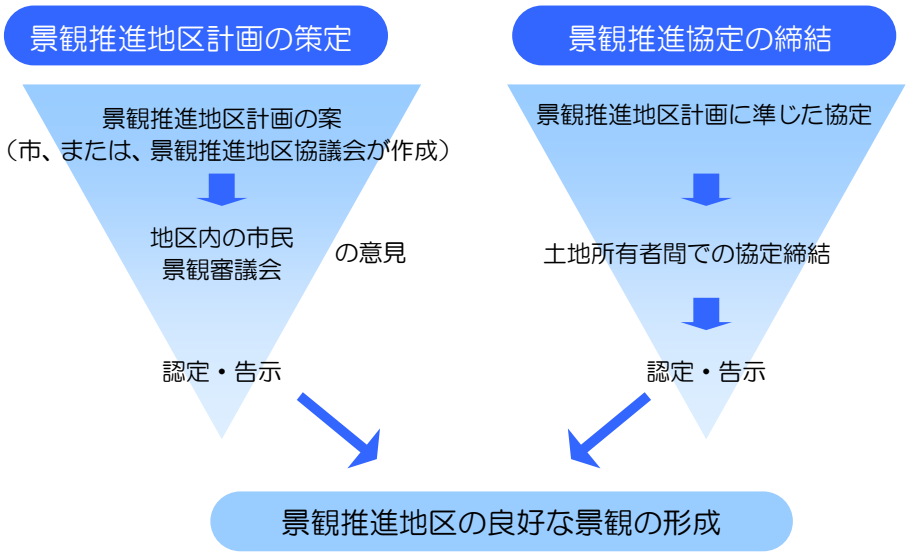

(2) 景観地区（準景観地区）の移行

景観推進地区において強固な景観形成に対する規制と誘導を図る場合、景観法に基づき、都市計画区域内であれば景観地区、その他の地域は準景観地区へ移行し、規制の内容（建築物や工作物の規模・色彩・意匠）を景観計画に位置付けます。

※景観推進地区計画及び景観推進協定においても、景観計画に移行することとなり、景観法による尊重義務が発生します。

指 定 の 流 れ

先導的かつ重点的に良好な景観形成を図るべき地区や、土地所有者等により良好な景観形成を図るべきとの要請がある地区については、景観推進地区として指定を行い、良好な景観形成を行うための地区計画を定めます。なお、指定地区を景観計画に移行した場合は、地区計画が順守され、建築物の建築や工作物の建設等にあたっては特別の基準を設けることが可能です。

●先導的かつ重点的に良好な景観形成を図るべき地区
●土地所有者等により良好な景観形成を図るべきと要請のある一定の地区

↓

景観審議会への意見聴取

※必要に応じて地域審議会の意見聴取も行います。

↓

景観推進地区の指定（景観条例第９条）

↓

関係住民等による地区協議会の設置（景観条例第 10 条）

↓

地区内の土地所有者等の意見聴取

↓

地区協議会による地区計画の作成

↓

景観推進地区計画の認定（景観条例第 11 条）

※必要に応じて、景観条例第 12 条に基づき、景観推進協定を締結することができます。

↓

景観計画への地区指定・地区計画の移行（景観条例第 13 条）

↓

景観審議会への意見聴取

※都市計画区域内の場合は都市計画審議会の意見聴取が必要です

↓

景観計画に追加（変更）

※景観計画に移行することにより、地区内において条例で定める規模以上の建築行為等が景観計画に適合しない場合、変更命令の対象となります。

(3) 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針

市民に親しまれている外観を有する建造物（建築物及び工作物）や樹木で、道路やその他の公共の場所から容易に望見することができ、以下に示す項目のいずれかに該当する建造物や樹木について、所有者の同意を得たうえで景観重要建造物に指定します。

○建造物のデザインや樹姿（樹高や樹形）が、市民に親しまれる地域のシンボル的な存在であり、良好な景観形成に寄与するもの
○ランドマーク※1やアイストップ※2となるなど周辺景観の核となり、街並みの雰囲気を醸し出しているもの
○地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観や樹姿が景観上の特徴を有し、地域を象徴するもの

※1　「ランドマーク」とは‥‥
特定の地域の景観を特徴づける目印となるものです。

※2　「アイストップ」とは‥‥
まちかどなどに位置し、人の視線を引きつける役割を果たしているものです。

■　景観重要建造物への支援（税制優遇）・・・最高 1,500 万円

・景観重要建造物及びその敷地は、相続税の評価額を適正な水準に評価されます。
・地方公共団体の定める景観計画に位置付けられた景観重要公共施設に関する事業のために有効利用できる土地等を、地方公共団体または景観整備機構へ譲渡した場合、当該譲渡所得について 1,500 万円の特別控除が適用されます。

■　景観重要建造物に関する規制緩和

現状の外観を保全するため、条例を定めることによって、建築基準法上の制限の一部を緩和することが可能になります。

第 21 条	大規模建築物の防火措置	第 55 条	低層住居専用地域内の高さの制限
第 22 条～24 条の2	屋根不燃区域の屋根、外壁等の防火措置	第 56 条	斜線制限
第 25 条	大規模木造建築物等の外壁等の防火措置	第 56 条の2	日影制限
		第 58 条	高度地区
第 28 条	居室の採光及び換気	第61 条～64 条	防火地域・準防火地域内の建築制限
第 43, 44 条	接道義務、道路内の建築制限		
第 47 条	壁面線による建築制限	第 67 条の2	特定防災街区整備地区内の建築制限
第 52, 53 条	容積率、建ぺい率		
第 54 条	低層住居専用地域内の外壁の後退距離	第 68 条	景観地区内の建築制限

(4) 景観重要公共施設の指定方針

道路や河川といった公共施設のうち、本市の景観形成上、大きな影響を及ぼす公共施設について、国や県等の関係機関と協議のうえ、景観重要公共施設として指定し、地域の景観形成にふさわしい整備や占用許可の基準を定めます。

【　景観重要公共施設に位置づけることが可能な施設　】

○道路	○河川	○橋梁	○公園
○自然公園	○市民緑地	○雨水貯留浸透施設	○森林保安施設
○砂防設備	○地すべり防止施設	○ぼた山崩壊防止施設	○急傾斜地崩壊防止施設
○土地改良施設	○下水道		

■　電線共同溝の指定

景観計画に位置付けられた景観重要道路を、電線共同溝法における「電線共同溝整備道路」に指定することが可能になります。

円滑な道路の確保の該当しない場合においても、景観上の必要性が高い地区・歴史的街並みを形成する地区等の非幹線道路を「電線共同溝整備道路」に指定し、その整備が促進されます。（「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」の特例）

(5) 景観農業振興地域の指定方針

石積みの棚田などの本市の農村景観のうち、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図るべき区域を「景観農業振興地域整備計画」とすることができ、以下に示す事項を定めることで景観と調和のとれた農業的土地利用を勧めます。

【　景観農業振興地域整備計画に定める事項　】

○対象とする区域

○その区域内における土地の農業上の利用に関する事項

○農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

○農用地等の保全に関する事項

○農業の近代化のための施設の整備に関する事項

等

(6) 景観整備機構の指定方針

本市において、良好な景観の形成を促進するために、市長の指定を受けたNPO法人や公益法人などが、景観行政の一部を担う団体として、住民主導の持続的な取組を支援することができます。景観整備機構は、以下のような業務を行います。

【　景観整備機構の業務　】

○景観の専門家による情報提供

○住民合意に向けたコーディネート

○景観重要構造物・樹木の管理、耕作放棄地等の利用権の取得

等

７　良好な景観づくりに対する支援

(1) 表彰・助成等

良好な景観の形成に寄与している建築物や広告物等の所有者や設計者等、また良好な景観の形成に寄与したと認められる活動を行った個人や団体を表彰することができ、広く市民にその功績等を知らせることによって、市民の景観意識の高揚を図ります。

また、市民及び事業者の方々による良好な景観の形成や保全に対し、技術的な支援や助成を行うことができます。

【　支援及び助成の対象　】

○建築物の建築等又は工作物の建設等

○景観の保全と形成を目的とした活動

○景観推進地区協議会の活動

○景観重要建造物・樹木の保全

※助成については、助成要綱等を定めて行います。

(2) 下呂市景観アドバイザー

景観形成に関する市民活動や建築物等のデザイン・色彩、植生等について専門的な知識や経験を有する方々を景観アドバイザーとして委嘱し、市民・事業者の方々による良好な景観形成による地域づくりに対し派遣を行うことができ、助言等の支援を行います。

【　助言の内容　】

○景観づくりに関わる事業への助言

○届出行為・規制行為・開発行為に対する助言

○景観推進地区協議会への派遣及び助言

○景観審議会への助言

８　景観づくりへの行動指針

景観計画を実効性のあるものとするため、また将来の下呂市の景観形成に関する方向性、また住民や事業者の参画の仕組みを創りあげていくため、以下の行動指針を計画的に定め実践し良好な景観づくりを勧めます。

(1) 啓発・広報の充実

景観計画に基づいた良好な景観づくりへの理解と関心を高めるため啓発と広報に務めます。

【　啓発及び広報の内容　】

○「下呂市の美しい景観づくり」ホームページでの啓発
○広報紙等での市内の景観づくりに関する紹介
○景観関連事業を行う事業者等への周知
○良好な景観形成に対する表彰

(2) 住民・事業者の参画と行政との協働

住民と事業者、行政が協働して良好な景観づくりを行っていくため、その参画の仕組みや助成、支援の確立を目指します。

【　仕組み及び助成、支援の内容　】

○景観形成に関するボランティア活動
○景観関連事業の協働化
○モデル地区指定等による景観を主体とした地域づくり
○景観アドバイザーの有効活用

(3) 景観形成ガイドラインの策定

公共事業や民間事業における、色彩や意匠等の詳細な景観形成基準を定めたガイドラインやマニュアルの策定を進め、実効性のある景観誘導基準とします。

【　景観誘導基準の内容　】

○公共施設サインマニュアルの策定
○防護柵、橋梁、標識等の意匠・色彩の基準策定
○建築物の色彩基準の策定
○屋外広告物の誘導基準の策定（屋外広告物条例の県からの移譲）

９　景観重要公共施設の整備に関する事項について

(1) 目的

道路など地域の景観を形成する重要な公共施設を当市景観計画に即した景観誘導をしていくことで、建築物や工作物と併せて、より美しく調和した景観形成を実現することを目的とする。

(2) 景観法における景観重要公共施設について

- 景観重要公共施設に指定することのできる施設は、道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園など。（景観法第８条第２項第４号ロ）
- 地域特性を活かした景観形成の実現に向け、景観計画に「整備に関する事項」などを定めることができる。（景観法第８条第２項第４号ロ、ハ）
- 景観重要公共施設に指定するには、公共施設管理者との協議、同意が必要。（景観法第９条第４項）
- 景観重要公共施設の管理者は、景観計画に即した整備を行わなければならない。（景観法第４７条～５４条）

(3) 景観重要公共施設指定方針

次に示す指定方針に基づき、公共施設管理者と協議の上、景観重要公共施設を指定する。

●下呂市の景観の骨格をなしている。

●市民にとって景観形成上重要と考えられる。

●景観推進地区等において、地域の景観の核として親しまれている。もしくは親しまれることが十分予想される。

(4) 景観重要公共施設の指定

Ｎｏ．	公共施設種別	地区	公共施設名
1	道路	下呂地域	湯之島１号線　（１級路線、９７４ｍ）
2	道路	下呂地域	幸田２号線　（その他、３９３ｍ）
3	道路	下呂地域	森１７号線　（その他、５３５ｍ）
4	道路	萩原地域	萩原本町線　（その他、６８７ｍ）
5	道路	萩原地域	萩原東本町線　（１級路線、１,２１０ｍ）

下　呂　地　域

下呂市地域再生計画及び都市再生計画に基づき、新しい観光立市下呂の確立を目指しており、観光拠点と拠点を繋ぐ道路を景観重要道路に指定することで、下呂温泉街において観光客を迎えもてなす街の景観づくりの誘導、調和のとれた美しい景観づくりの誘導を目的とする。

Ｎｏ．	公共施設種別	地区	公共施設名
1	道路	下呂地域	湯之島１号線　（１級路線、９７４ｍ）
2	道路	下呂地域	幸田２号線　（その他、３９３ｍ）
3	道路	下呂地域	森１７号線　（その他、５３５ｍ）

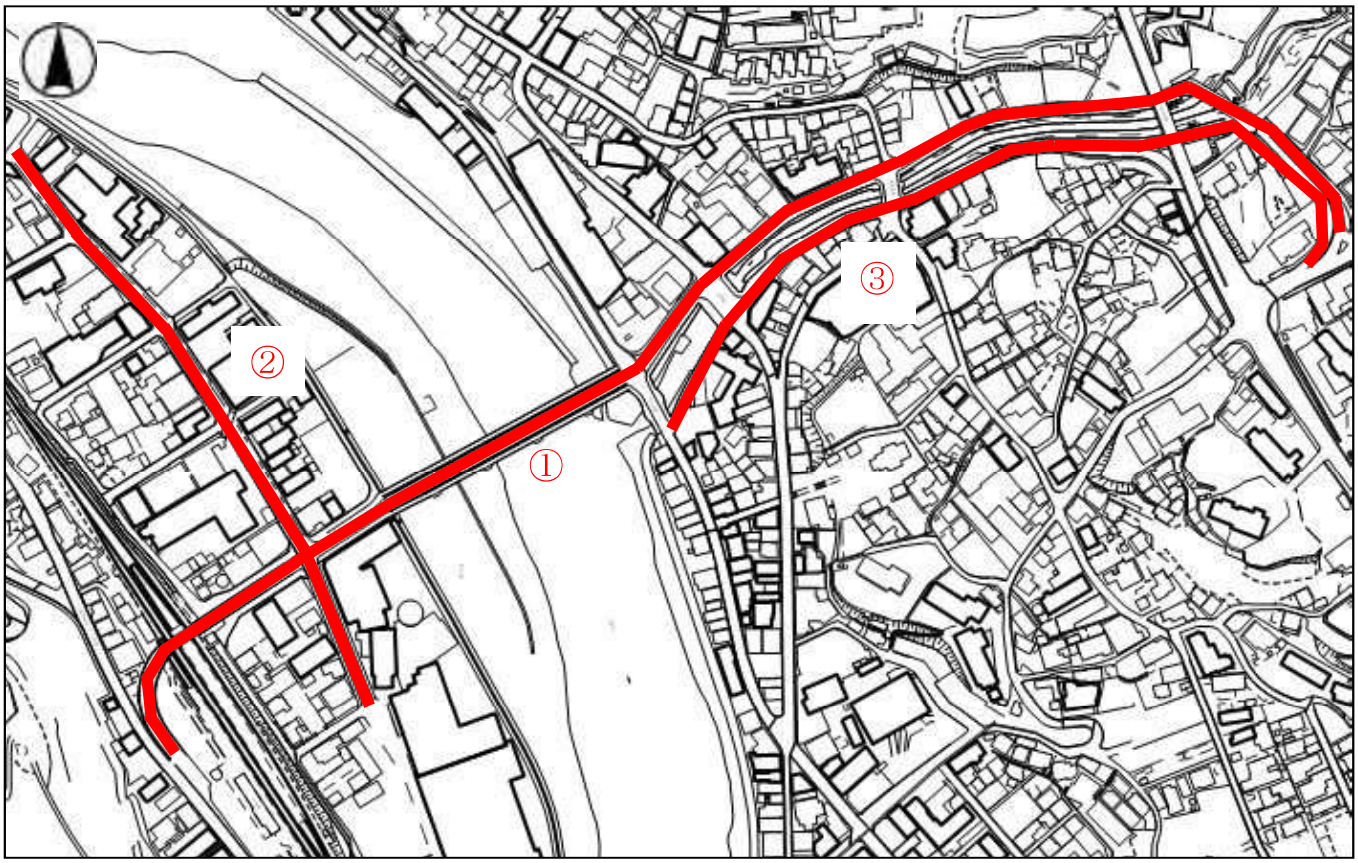

萩　原　地　域

旧飛騨街道萩原宿の一部を景観推進地区に指定しており、飛騨街道「萩原宿」景観推進地区計画（飛騨街道「萩原宿」景観街づくり協議会作成による）にて、建築物について基準を設け、近年補助金を利用し、歴史的な街並みとの調和に配慮した街づくりが進められている。景観推進地区を中心に、萩原地域の景観の骨格をなしている道路を景観重要道路に指定し、景観推進地区としてより美しく調和のとれた景観づくりを誘導すると共に、周辺地域についても美しい景観づくりが波及することを目的とする。

Ｎｏ．	公共施設種別	地区	公共施設名
4	道路	萩原地域	萩原本町線　　（その他、６８７ｍ）
5	道路	萩原地域	萩原東本町線　（１級路線、１,２１０ｍ）

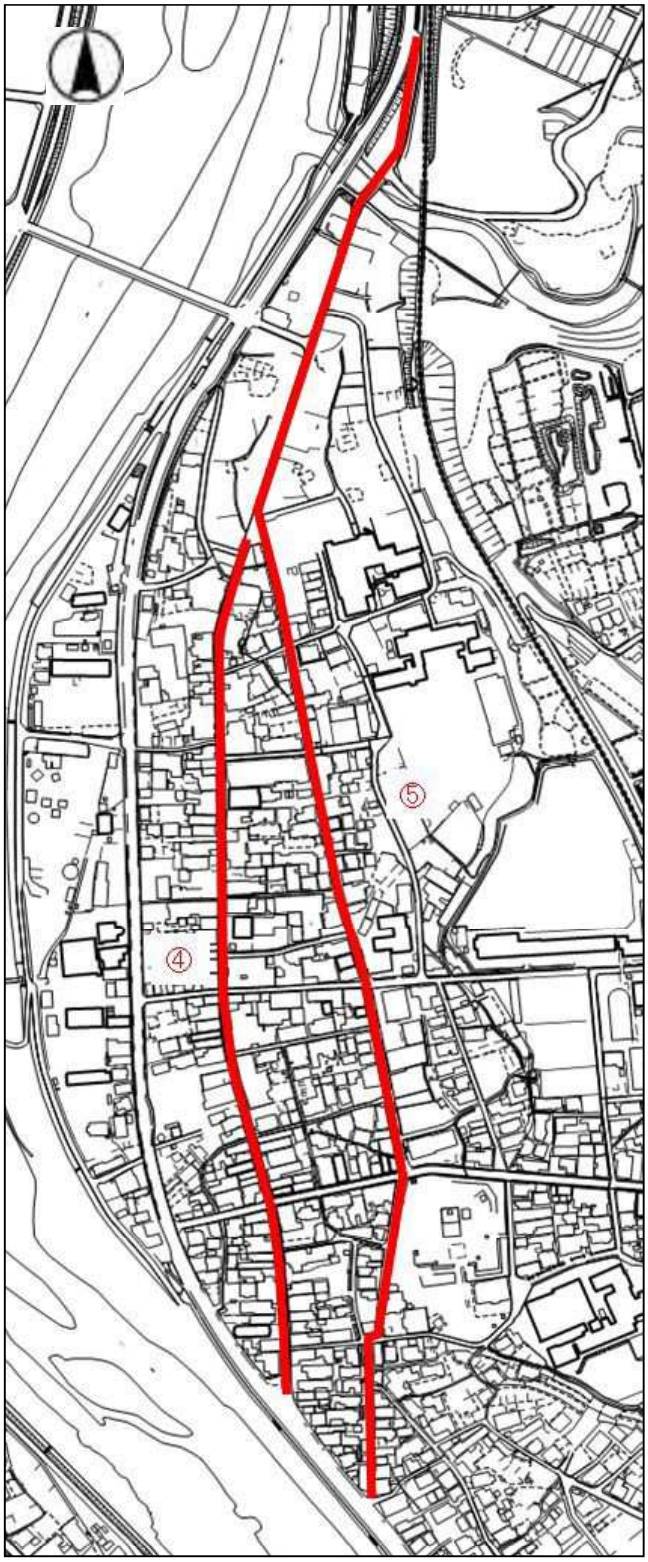

９　景観計画の変更の手続

景観計画において定められた、基本方針、誘導指針、または、地区指定や地区指定区域内の行為の規制が決定した場合は、速やかに景観計画の変更を行います。

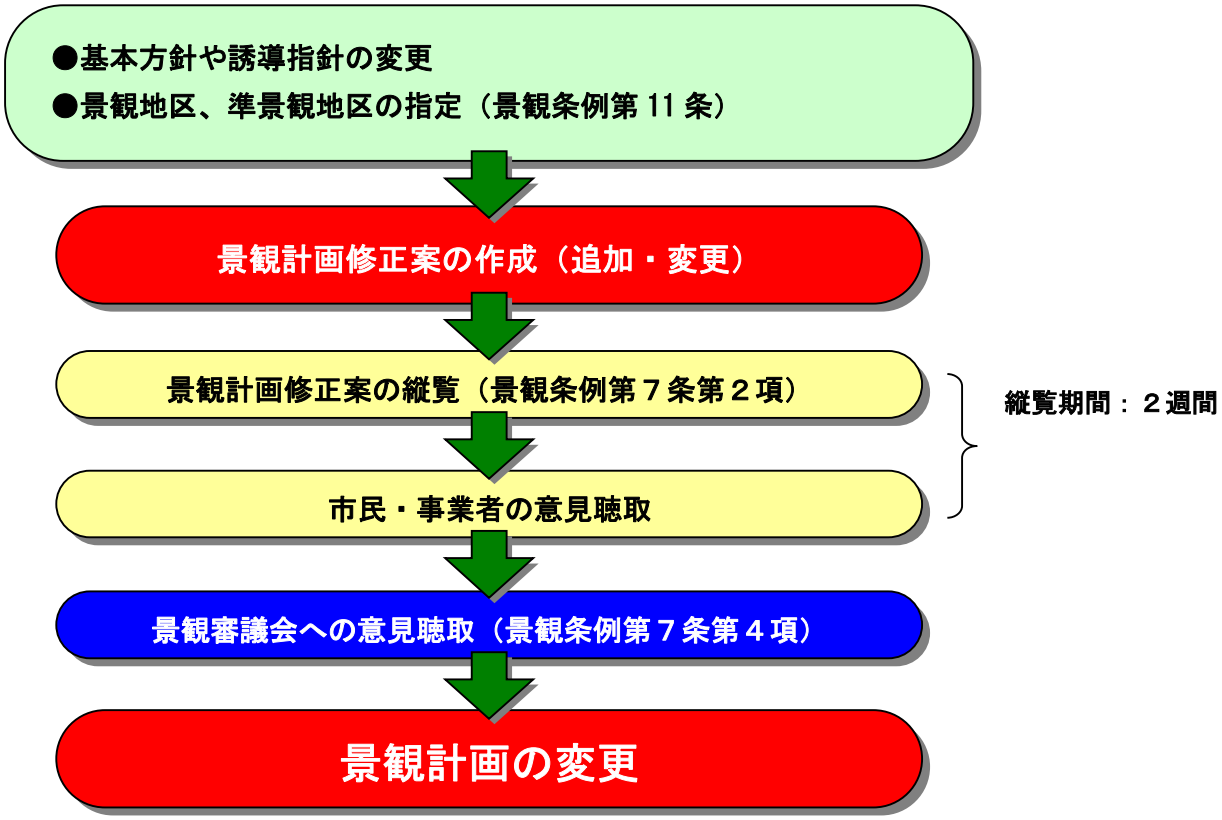

＊都市計画区域内での景観地区指定等を行う場合は都市計画審議会の意見を伺います。

下呂市　建設部　建設総務課

住所　：〒509-2506　岐阜県下呂市萩原町羽根 2605-1

電話　：0576-53-2010　　FAX：0576-52-3676

URL　：http://www.city.gero.lg.jp